

報道各位

新潟市財務部資産税課

個人情報を含む書類の誤送付事案の発生について

このたび、個人情報を含む書類の誤送付事案が発生しました。

対象者の方には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止と適切な事務処理を徹底してまいります。

1 誤送付した書類

令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書 1通

2 経緯と原因

令和6年11月下旬から12月中旬までの間

- ・納税義務者A氏が令和6年7月に亡くなったことにより、固定資産課税台帳をA氏の相続人であるB氏で登録する際、誤って第三者であるC氏で登録

令和7年4月7日（月）

- ・B氏に送付すべき納税通知書をC氏あてに郵送

令和7年4月22日（火）

- ・C氏の代理人が資産税課窓口に来庁し誤りの申し出を受け、誤送付であることをお詫び

令和7年4月30日（水）

- ・B氏に対して、誤送付したことのお詫び文書及び新たに作成した納税通知書を交付

3 再発防止対策

- ①入力後、異なる職員による点検を徹底する。
- ②点検用のチェックリストを作成し、点検作業を行う。

【問い合わせ先】

新潟市財務部資産税課 担当:駒見

電話:025-226-2262